平成２５年（フ）第４３号
青森市緑２丁目17番地３　若竹荘２階１号
債務者　横山　博美
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
千葉県柏市光ヶ丘４丁目20番５号　メゾン光ヶ丘102号
債務者　小倉　明美（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０１号
千葉県松戸市新作1346番地の２
債務者　小野　陽介
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１号
山口県岩国市黒磯町２丁目42番23号
債務者　弘中　俊幸
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県大島郡周防大島町大字志佐936番地18
債務者　岩田　義宏
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２１６号
神戸市垂水区王居殿３丁目26番２―301号
債務者　信吉　　明
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６１号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番２―503号
債務者　米山あかね
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４３号
大阪府豊中市刀根山６丁目７番11号
債務者　土橋　安子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８２号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番103―1011号
債務者　権八　香織
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１８号
大阪市天王寺区石ケ辻町14番12―5001号
債務者　福田　史朗
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８２号
大阪市平野区加美北７丁目８番２号
債務者　本田　初榮
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６３号
大阪市平野区長吉出戸７丁目３番２―301号
債務者　山合　弘人
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９３号
大阪市北区扇町２丁目６番10―606号
債務者　安藤　彰英
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２号
青森県下北郡大間町大字大間字大間65番地
債務者　七嶋　嘉紀
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
青森県南津軽郡大鰐町大字居土字沢田73番地
債務者　下山　昌年
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２２８号
名古屋市中川区かの里１丁目1410番地　ファミール清水Ｃ―３―102号、従前の住所静岡県富士市宮下86番地の10
債務者　まつあんことたつみやこと　安斎　幸夫
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１３号
愛知県瀬戸市坊金町378番地の11
債務者　三浦　佳奈
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部